

三菱マテリアル株式会社に係る放射線対策について

1 経緯

- 1954年(昭和29年) 三菱マテリアル株式会社がウランを使用して原子力関係の研究開発を実施。
- 1988年(昭和63年) 研究開発を茨城県那珂市に移転。
- 1999年(平成11年) 試験研究施設解体撤去作業を開始し(～2005年更地)汚染土壌の回収を開始。
- 2004年(平成16年) 研究施設ではない床下から放射性物質の入ったガラス瓶を発見。敷地内全域にわたって放射線測定を行った結果、旧研究施設以外の場所の一部に、自然界レベルを超えるウラン、トリウムを含む土壌などが存在することが判明。
- 2010年(平成22年) 精製済ウランを含むものは放射性廃棄物として全ての回収が完了し、地下倉庫に保管。鉱石由来のウランを含むものは、自主回収物として全て回収を完了し、A棟とC棟の倉庫に保管。

2 三菱マテリアルの対応 (三菱マテリアル(株)公表資料「放射性廃棄物の保管管理」(2020年8月)より抜粋)

- ① 放射性廃棄物の保管管理(精製済ウラン)＜地下保管庫＞
保管にあたり、法令に定められた事項の厳守はもとより、自主的に日常管理としての点検事項を定め、安全にかつ適正に管理している。震度6強～7の大地震に対しても建物本体が倒壊しないように、新耐震基準に基づいて作られている。
- ② 自主回収物の保管管理(鉱石由来)＜A棟倉庫及びC棟倉庫＞
放射性廃棄物と同様の日常管理を実施し、適正に管理している。
- ③ 情報公開
日常管理の記録である放射線測定の結果や角形容器などの点検結果を「近隣の皆様の相談室」に常設し、近隣市民の要望に応じて公開している。
- ④ 処分に向けて
保管中の放射性廃棄物は、原子力関係の研究開発などに伴って発生する低レベル放射性廃棄物である「研究施設等廃棄物」に該当し、日本原子力研究開発機構が主体となって体制整備することが法律で定められており、三菱マテリアルは処分委託事業者として協力することとしている。

3 さいたま市の対応

市では、「放射性物質に係る庁内連絡会議」を設置し、年1回現地視察を行うなど、放射性廃棄物等の保管、安全管理及び放射線モニタリングの状況について確認をしている。令和2年度は、11月に現地視察を実施し、地下保管庫や保管物に異常はなかった。令和3年度において、今年度同様実施予定である。

また、地下保管庫における放射性廃棄物(200Lドラム缶×約4万本)の保管・管理状況については、国の原子力規制委員会へ年に1回、さいたま市に半年に1回毎、空間線量、地下水採取結果と併せて書面で提出することとしている。